

福祉医療費助成制度を紹介します

本市では、病院などで支払う医療費(保険診療分)の助成制度があります。ぜひご利用ください。
 ※助成を受ける場合、申請が必要です。転入などの場合、助成開始日が下表と異なる場合があります。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

助成項目	対象	自己負担金の有無	所得制限
乳幼児	小学校就学前までのお子さま※誕生日からの助成	なし	なし
小・中学生 ※入院費のみ	小・中学生(15歳到達後最初の3月31日まで)のお子さま ※平成25年10月以降の入院費が対象 ※事後申請制。助成の対象期間は医療機関などで支払った翌日から5年以内。		
精神障害者(児)・精神障害老人※精神通院費のみ	精神障害者保健福祉手帳1～2級で自立支援医療(精神科通院医療)の受給を受けている人 ※申請月の月初からの助成	あり (本人の所得によって異なる)	あり
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童(障害のある20歳未満の子)を養育している母子・父子家庭の母・父とそのお子さま ※申請月の月初からの助成		
重度心身障害者(児)	次のいずれかに該当する人 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1、特別児童扶養手当証書1～2級※申請月の月初からの助成	あり (本人の所得によって異なる)	あり
重度心身障害老人	65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する人 身体障害者手帳1～3級および4級の一部、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1～2級、障害年金受給者 ※申請月の月初からの助成		
ひとり暮らし寡婦	65歳未満で次のすべてに該当する人 以前母子家庭だった人、一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人※申請月の月初からの助成	あり 1割負担または2割負担 (生年月日により異なる)	
ひとり暮らし高齢寡婦	65歳以上75歳未満で次のすべてに該当する人 以前母子家庭だった人、一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人※申請月の翌月からの助成		
65～74歳低所得老人	市民税非課税世帯の人※申請月の翌月からの助成		

問 国保年金課 ☎(582)1120 ☎(582)1138

産後ケア事業のサービスを拡充 デイサービスに加え、宿泊サービスを開始

安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポートなどが受けられる産後ケア事業を実施しています。子育てなどで不安がある人はぜひご利用ください。

対象者 (次の要件をすべて満たす人)	サービス内容	産後ケアを受けられる施設	利用時間
<ul style="list-style-type: none"> 本市に住民票がある産後3ヵ月未満のお母さんと赤ちゃん お母さんの心身の不調がある、または育児不安がある人 家族などから十分な家事・育児の援助が得られない人 お母さん、赤ちゃんともに専門的な治療の必要がない人 	<ul style="list-style-type: none"> お母さんの健康面、生活面の相談 乳房に関する相談や指導 赤ちゃんの発育および発達、体重などのチェック 授乳や沐浴など育児に関する助言・相談など 食事の提供(宿泊サービスは3食、デイサービスは昼食のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 坂井産婦人科(古高町383) 済生会滋賀県病院(栗東市大橋二丁目4-1) 南草津野村病院(草津市野路1-6-5) ハピネスバースクリニック(草津市矢橋町233-3) 山田産婦人科(草津市西沢川1-21-14) 野村産婦人科(湖南市柑子袋611) 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊サービス 月～金曜日の午前10時～翌日午前10時 ※施設により時間が変動することがあります デイサービス 月～金曜日の午前10時～午後6時 (施設により祝日やお盆、年末年始などの除外日あり)

利用者負担金

宿泊サービス：6,000円/泊 デイサービス：3,000円/日
 ※市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用者負担金の免除があります。

申 事前に下記へご相談ください。

問 すこやか生活課 ☎(581)0201 ☎(581)1628

一人で悩まないで。
 ちょっと一息いれませんか。

